

本市の健全化判断比率および

資金不足比率を公表します

本市の健全化判断比率

健全化判断比率は、市の財政状況の健全度を表す指標です。

会計別資金不足比率

資金不足比率は、市が経営する公営企業の経営状況の健全度を表す指標です。

●各指標と基準および本市の状況

| 指標名 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 内容 | 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 | 全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率 | 一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率(3カ年平均) | 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 |
| 対象範囲 | 一般会計等 | 全会計 | 一般会計等 | 一般会計等 |
| 本市 | 令和3年度決算 | — | 7.7% | — |
| | 令和2年度決算 | — | 7.9% | 0.3% |
| 財政健全化法に基づく基準(令和3年度) | 早期健全化基準 | 11.83% | 16.83% | 350.0% |
| | 財政再生基準 | 20.00% | 30.00% | — |

※赤字額がない場合は「—」と記載しています。

| 指標名 | 資金不足比率 | | | | |
|---------------------|--------------------------|-------|------|--------|-------|
| 内容 | 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率 | | | | |
| 会計名 | 温泉給湯事業 | 浄化槽事業 | 水道事業 | 簡易水道事業 | 下水道事業 |
| 本市 | 令和3年度決算 | — | — | — | — |
| | 令和2年度決算 | — | — | — | — |
| 財政健全化法に基づく基準(令和3年度) | 経営健全化基準 20.0% | | | | |

※本市の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載しています。

| 区分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | 資金不足比率 |
|--------|-----------------|----------|---------|--------|--------|
| 一般会計等 | 一般会計 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 天辰第一地区土地区画整理事業 | ↓ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 天辰第二地区土地区画整理事業 | ↓ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 入来温泉場地区土地区画整理事業 | ↓ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 公営事業会計 | 国民健康保険事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 国民健康保険直営診療施設勘定 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 介護保険事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 後期高齢者医療事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 温泉給湯事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 浄化槽事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| | 水道事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
| 簡易水道事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | |
| 下水道事業 | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標(健全化判断比率、資金不足比率)の算定を行い、監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することになっていきます。本市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、いずれも早期健全化基準または財政再生基準を下回っていますが、厳しい財政状況に変わりはなく、引き続き行財政改革を進めていく必要があります。

健全化判断比率などの算定対象範囲

健全化判断比率の各項目と資金不足比率の算定対象範囲を各会計の項目に照らしたものです。

用語解説

■標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう通常の一般財源の規模
■事業規模：地方公営企業における事業収入などの営業収益の規模
■早期健全化基準(イエローカード)：自主的な改善努力による財政健全化の基準
■自主的な改善努力による財政健全化の基準
健全化判断比率の四つの指標全てに設けられており、一つでもその基準を超える場合は、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

■財政再生基準(レッドカード)：国などの関与による確実な再生の基準
健全化判断比率のうち、将来負担比率を除く三つの指標について設けられており、一つでもその基準を超える場合は、「財政再生計画」を定めなければなりません。
財政状況が危なくなった時点で早期健全化基準(イエローカード)で警告を与え、その自治体自らが財政再建できないことが明確になれば、財政再生基準(レッドカード)により、国などの関与のもとで財政再建に取り組むといった制度です。いずれも数値が大きいほど財政状況が悪いことを示します。

■経営健全化基準：自主的かつ計画的に公営企業の健全化を図るべき基準
資金不足比率について定められた数値であり、経営健全化基準以上である場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

懐かしさ、新鮮さを 感じられる場所に

今回調べた2カ所は、どちらも校舎や体育館としての懐かしさを感じるとも学校だったとは思えないくらい形を変えて、新しい施設へと生まれ変わっていました。
この学校をよく知る卒業生や地元の皆さんはもちろん、学校に入る機会が少ない皆さんもその変化を楽しんでみてはいかがでしょうか。
※施設の利用・来場の際は、ホームページなどで事前にご確認ください。



▶PLAYSPACE YOZEI ホームページ

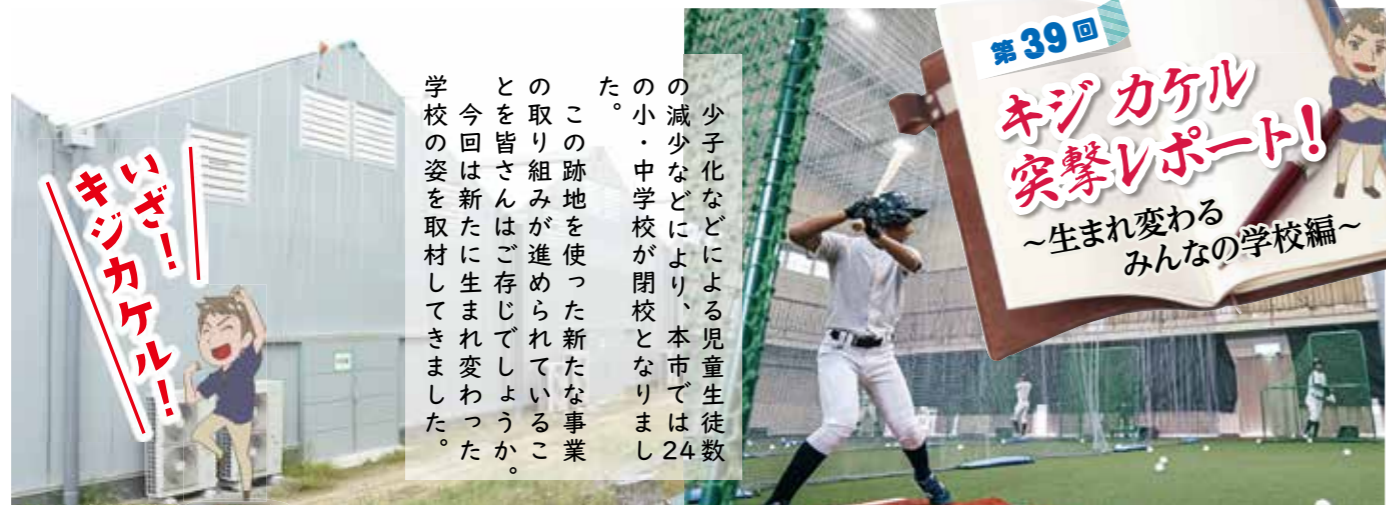


▶株式会社 Credore ホームページ (旧東郷中学校)

皆さんが知りたいことや紹介したいことなどがありましたら、情報をお寄せください。
問合せ／本庁秘書広報課 企画総務・広聴広報G (内線4122)

第39回 キジカケル 突撃レポート!

～生まれ変わるみんなの学校編～



少子化などによる児童生徒数の減少などにより、本市では24の小・中学校が閉校となりました。この跡地を使った新たな事業の取り組みが進められていることを皆さんはご存じでしょうか。今回は新たに生まれ変わった学校の姿取材してきました。

本市が進める「閉校跡地活用」

市の担当者の話では、閉校した学校を民間に貸し付けて活用を図っているのだそう。市はこれまでも、今後厳しくなる財政状況を踏まえて、「公有財産活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用方針」を策定し、施設数の削減などを行いながら維持管理経費の削減に取り組んでおり、市所有の宿泊施設や公衆浴場を民間に譲渡・貸し付けし、活用をされているそうです。閉校跡地でも事業が営まれることにより、地域の活性化が図られたり、雇用が期待できたりなどのメリットもあるように、現在、市内にある閉校跡地24カ所のうち9カ所が活用されているんだって。でも、使われなくなった学校をどうやって活用しているんだらう。今回は、利活用されている閉校跡地の中から、旧陽成小学校と、旧東郷中学校の状況について調べてきました。

世代を問わず楽しめるスポーツ施設

旧陽成小学校では、体育館を社会人から少年まで幅広く利用できる全天候型の室内野球練習場「PLAYSPACE YOZEI」に改修するなど、企業が運営を行っています。専用打撃マシンなどを用いたバッティング練習ができる他、屋外(プール跡地)でのピッチング練習もできます。

この施設の改修の際には、市内の企業や高校と協力し、コンクリートの材料にならず、本来捨てられるはずの土砂を使って埋め立てをしたり、高校生の体験授業の場を兼ねて床のコンクリート打設をしたのだそう。また、施設内で使われていたバットは、竹害対策のために伐採された県内産の竹を使って製造された校舎のり、ボールも市内の高校から縫い目が破れたものをもらい、鹿児島市内の福祉作業所に依頼して、皮の張り替えや縫い直しをして使うなど、SDGsの実践にも取り組んでいるんだって。

校庭跡を彩る二面の胡蝶蘭

旧東郷中学校では、企業がハウスを設置し、その中で胡蝶蘭を栽培しています。



▲栽培において一番重要な「仕立て」の様子

台湾から届く苗を半年かけて栽培しており、苗への水・薬液やり、育った花への支柱立て、複数の花を鉢に合わせる「仕立て」、出荷の一連の工程を一日約30人で行っているのだそう。栽培においては、温度・湿度の管理が非常に重要で、これらを全て自動で行っているんだって。校庭跡に建つ10連棟のハウスや、一面に咲く胡蝶蘭は圧巻です。一般の方のハウス内への立ち入りはできませんが、直売所で購入することができます。



▲県内産の竹を使って作られたバット(上)と、皮を張り替えた縫い直したボール(下)。置かれているテーブルも床の廃材を再利用したものだとか。



▲一面に咲く胡蝶蘭。適切な管理を要する繊細な花なんだって。